

I 実施要領

1 調査の目的

東京都内の公立学校において、保護者が学校等を通じて負担（支出）した学校教育費の実態を把握し、教育行政の基礎資料とする。

2 調査の対象

東京都内の公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校及び特別支援学校

令和2年5月1日現在

学校種別	学校数	分校	在学者数	学校種別	学校数	分校	在学者数
幼稚園	168	0	10,720	高等学校（定時制）	55	0	10,401
小学校	1,267	0	590,289	高等学校（通信制）	3	0	1,527
中学校	608	1	225,329	中等教育学校	6	0	5,611
義務教育学校	8	0	7,625	特別支援学校	62	0	12,861
高等学校（全日制）	172	0	119,779	合計	2,349	1	984,142

注1) 分校は外数である。

注2) 中学校は二部授業（夜間学級及び日本語学級（夜間））及び通信制を含む。

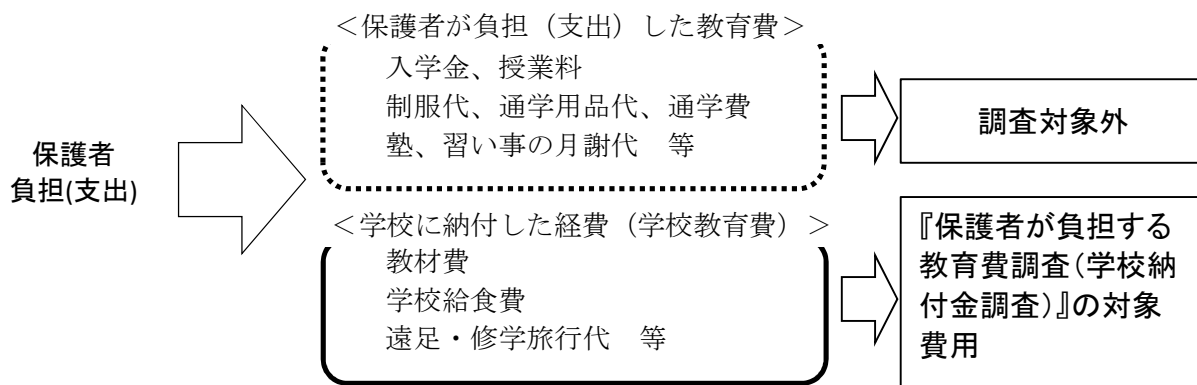
注3) 高等学校の学校数は、全日制・定時制併置校（通信制併置校含む。）の場合は、それぞれの課程に計上している。

3 調査の内容

令和2会計年度に保護者が学校等を通じて支出した教育費について、「PTA会計」、「その他の会計」及び「学校徴収金」の各会計別に分類し、さらに使途別に「受益者負担額」、「PTA・学校後援会等活動運営費」及び「従来の私費」に区分して調査した。

また、「受益者負担額」及び「従来の私費」は、使途別内訳についても調査した。

(1) 調査対象となる費用（学校教育費）



(2) 調査対象外経費（保護者からの徴収金以外の経費）

会計	調査対象外経費
P T A 会計 その他の会計	教職員の会費、バザー売上金、リサイクル収益金、保険加入の事務手数料、寄付金、祝い金、助成金（公的な補助金含む。）等（注）
学校徴収金	公費の財源となる経費（高等学校等の授業料等） 預金、貯金に類する経費 国、都、区市町村からの公的な補助金（「要保護児童生徒援助費」「就学奨励費」等）（注）

注) 「4 前回調査からの変更点」のとおり、令和2年度から国、都、区市町村からの公的な補助金を調査対象内経費としての集計も実施した。

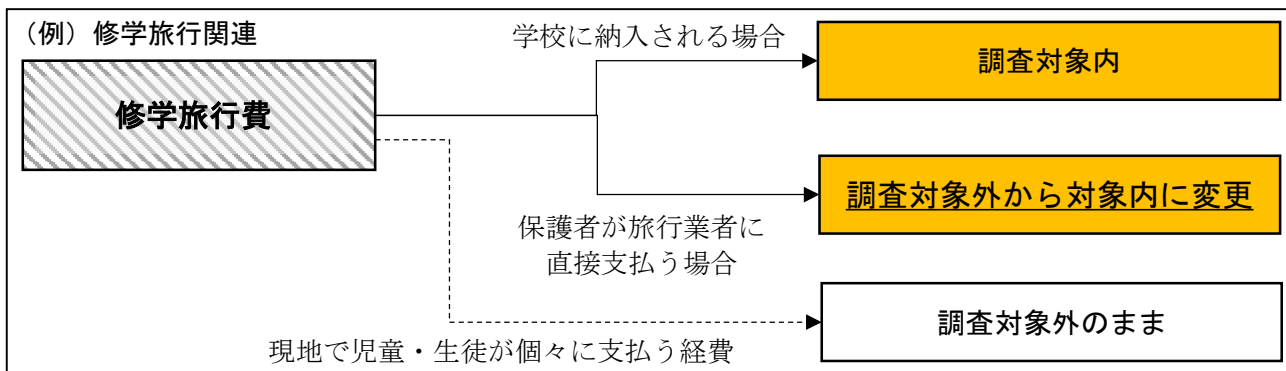
4 前回調査からの変更点

保護者の実質的な負担を把握するため、以下のとおり調査内容を変更した。

(1) 学校外納入金について調査対象内経費への変更

修学旅行及び卒業アルバム等の経費は、自治体及び学校の方針によって保護者が業者に対して直接支払う場合があったが、前回までの調査では、そうした学校を経由しない支払（以下「学校外納入金」という。）については調査対象外経費であった。

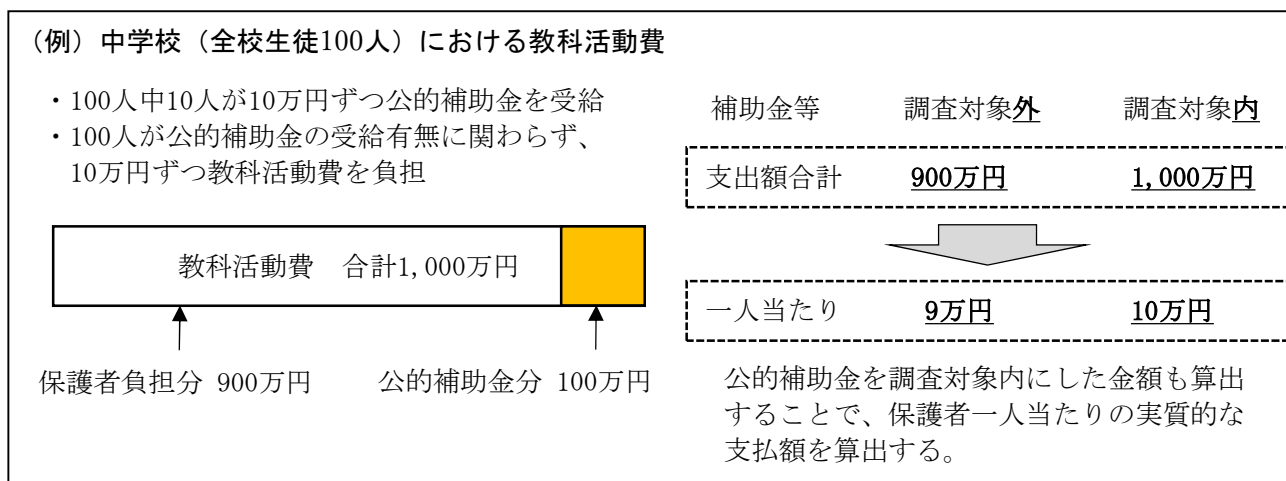
支払の方法によらず保護者の負担を正確に把握するため、「修学旅行及び卒業アルバム等の学校外納入金」についても、学校徴収金における調査対象内経費とすることとした。



(2) 公的補助金について調査対象内経費としての集計の追加実施

「要保護児童生徒援助費」をはじめとする国、都、区市町村からの公的な補助金等（以下「公的補助金」という。）は、前回までの調査では調査対象外経費であった。

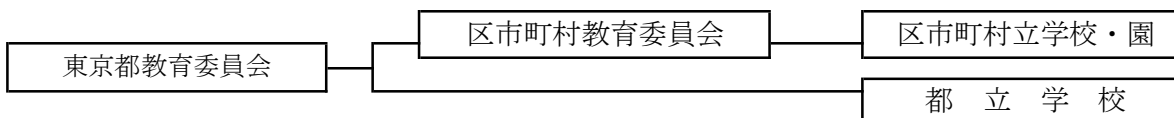
ただし、本調査で算出される一人当たりの経費は、学校種別ごとの支出金額を当該年度5月1日時点の在籍者数で単純に除することで算出しており、公的補助金を対象外とした場合、必ずしも一人当たりの実質的な支払額を反映できていなかったため、公的補助金について調査対象内経費としての集計も新たに実施することとした。



5 調査の方法

全数調査方式により実施した。

なお、調査票は校長が作成し、次の調査系統により提出された。



6 調査事項の説明

(1) 会計

会計	内 容
P T A 会計	名称を問わず、P T A及びP T Aと同一の活動目的を持つ団体の会計
その他の会計	1 P T Aに該当せず保護者に経費の負担を依存する団体の会計 学校後援会会計、校友会会計等 2 「P T A会計」に該当するが、特別会計により処理したもの 周年行事会計、卒業対策費会計等
学校徴収金	本来児童・生徒に還元される性質の徴収金で、その年度に支出された経費 (上記「P T A会計」、「その他の会計」を除く。) 学校給食費、修学旅行費、学級会費、生徒会費、学年積立金等 1 学校が学校教育活動のために徴収したもの 2 全学校・全学年又は全学級を単位として徴収したもの 3 定額を児童・生徒から徴収したもの

(2) 収入及び支出区分

区 分	内 容
I 収入額	その年度に保護者が学校等に納入した金額（繰越金・預金利息を含む。） 決算報告書の収入額から調査対象外経費を除いた金額
II 支出額 (1 + 2)	その年度に支出した全ての金額 決算報告書の支出額から調査対象外経費を除いた金額
1 計 (ア + イ + ウ)	この調査において支出とみなす経費（以下「実支出額」という。）
ア 受益者負担額	児童・生徒に直接還元される性質の経費 教材、クラブ活動、遠足、修学旅行、学校給食費等
イ P T A・学校後援会 等活動運営費	「P T A」や「学校後援会」等の活動や運営のために支出した経費、「P T A」等主催の事業に要した経費
ウ 従来の私費	公費不足等（単価、規模）のため、その年度限りP T A等からやむを得ず支出した経費で、主に「学校」や「教職員用」に要した経費
2 その他の経費	積立金（預貯金）、同窓会費、日本スポーツ振興センター掛金、返還金等
III 翌年度への繰越金	決算報告書の繰越金（積立金（預金）を除く。）

(3) 項目内容

学校教育費の用途別支出区分（4ページ参照）

7 調査結果数値の説明

(1) 実支出額

前ページ6(2)の「受益者負担額」、「PTA・学校後援会等活動運営費」及び「従来の私費」を足したもので調査の基礎となる数字

(2) 一人当たり経費

実支出額を在籍する児童・生徒数(令和2年5月1日現在)で除した金額

(3) 項目内容説明

支出区分	項目番号	内 容
教科活動費	11	学習指導要領に基づいて作成される指導計画において、「教科活動」に要した経費(小学校の外国語活動、道徳、総合的な学習の時間及び自立活動を含む。)
クラブ活動	12	クラブ活動に要した経費(幼稚園を除く。)
儀式	13	学習指導要領に基づいて作成される指導計画により実施した「学校行事」のうち、儀式的行事に要した経費
学校行事	14	学習指導要領に基づいて作成される指導計画により実施した「学校行事」のうち、文化的行事、健康安全・体育的行事及び勤労生産・奉仕的行事に要した経費
遠足・移動教室	15	学習指導要領に基づいて作成される指導計画により実施した「学校行事」のうち、遠足・集団宿泊的行事に要した経費
修学旅行	16	学習指導要領に基づいて作成される指導計画において、「学校行事」として実施した遠足・集団宿泊的行事のうち、義務教育学校(後期課程)、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校中学部及び高等部の修学旅行に要した経費(原則として生徒の個人負担。幼稚園、小学校、義務教育学校(前期課程)並びに特別支援学校幼稚部及び小学部を除く。)
学校給食	17	学校給食に要した経費(教職員用食材費及び給食用物品類を除く。)
生活・進路指導	18	教育相談、日常生活指導及び進路指導に要した経費
学級会・生徒会活動	19	学級会及び児童会・生徒会活動に要した経費
保健・衛生・安全	21	保健室管理運営、救急処置、健康診断、環境衛生、予防処置等及び防災備蓄品に要した経費
校舎内施設 消耗品費	22	校舎施設の土地、建物並びに設備の維持管理及び建物等清掃・環境美化に要した消耗品経費
校舎内施設 備品費	23	校舎施設の土地、建物並びに設備の維持管理及び建物等清掃・環境美化に要した備品経費
校舎内施設 修繕費	24	校舎施設の土地、建物並びに設備の維持管理及び建物等清掃・環境美化に要した修繕経費
校舎外施設 諸経費	25	校舎外施設の土地、建物並びに設備の維持管理及び建物等清掃・環境美化に要した諸経費
学校図書館	26	学校図書館の運営、資料の整理、管理、利用及び図書購入に要した経費
渉外関係	27	外部との連絡交渉及び学校行事等の来賓接待に要した経費
所定支払金	28	地代・借料、校長会、研究会負担金及び分担金等に要した経費
教務事務従事者	29	教務事務従事者の賃金及び臨時職員(アルバイト含む。)に要した経費
学校事務費	30	項目11~29に区分しない経費、教育課程の編成、指導要領の整理等に要する経費 文書、服務、人事、給与、その他学校事務に要する経費及び教職員への謝礼金・旅費

注) 「学校事務費」は、平成29年度調査(平成28会計年度)まで「その他」の名称で調査していた。